

◆自費解体、撤去に係る償還申請書 【様式第1号】に添付するもの

☆申請に必要な書類☆		
～申請者本人が提出する場合～		
<input type="checkbox"/>	①申請者本人を確認できるもの	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	②個人：印鑑登録証明書【注1】 法人：印鑑証明書 ※法人の登記事項は市で確認します	
<input type="checkbox"/>	③り災証明書、被災証明書（写し）	解体する家屋等それぞれに必要な
<input type="checkbox"/>	④登記事項証明書（建物・全部） ※申請書の「被災建物等の数・種類」が(1)か(2)の場合	未登記の場合は、「固定資産税課税明細」または「名寄帳」の提出が必要となります。【税務課で取得】
<input type="checkbox"/>	⑤登記事項証明書（土地・全部） ※申請書の「被災建物等の数・種類」が(3)のみの場合	
<input type="checkbox"/>	⑥建物配置図 〈様式 1-①〉	
<input type="checkbox"/>	⑦解体撤去に係る各工程（解体前、解体中、解体後）の写真 〈様式 1-②〉	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑧建物解体証明書	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑨解体、撤去に係る契約書（写し）	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑩解体、撤去に関する領収証（写し）	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑪解体、撤去に関する内訳書（写し）【注2】	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑫解体、撤去工事で排出した廃棄物のマニフェスト伝票（B2～E 票いずれか）の写し	解体業者が発行
★場合により必要な書類★		
～申請者と提出者が異なる場合（代理人）～（③～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑬提出者本人を確認できるもの	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	⑭委任状〈様式 1-③〉	
<input type="checkbox"/>	⑮申請者（委任者）の印鑑登録証明書【注1】	
～申請者と家屋等の所有者が異なる場合～（①～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑯提出者本人を確認できるもの	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	⑰同意書〈様式 1-④〉	
<input type="checkbox"/>	⑱所有者の印鑑登録証明書【注1】	
～家屋等が共有名義の場合～（①～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑲提出者本人を確認できるもの	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	⑳同意書〈様式 1-④〉	
<input type="checkbox"/>	㉑申請者を除く共有者全員の印鑑登録証明書【注1】	
～所有者が死亡し、相続人が申請する場合～（①～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	㉒同意書〈様式 1-④〉	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	㉓所有者と相続人の関係を確認できるもの（例：戸籍謄本）	
<input type="checkbox"/>	㉔申請者を除く相続人全員の印鑑登録証明書【注1】	

【注1】 印鑑登録証明書は記入者が自著し、記入者本人を確認できるものがある場合は不要（法人は印鑑登録証明書が必要になります）

【注2】 内訳書に解体費、運搬費、処分費の記載があり解体費、運搬費に諸経費が含まれていること。また、解体費、運搬費については上屋、基礎に分けること。